

**平成21年度
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

**平成23年1月
厚生労働省年金局**

平成21年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

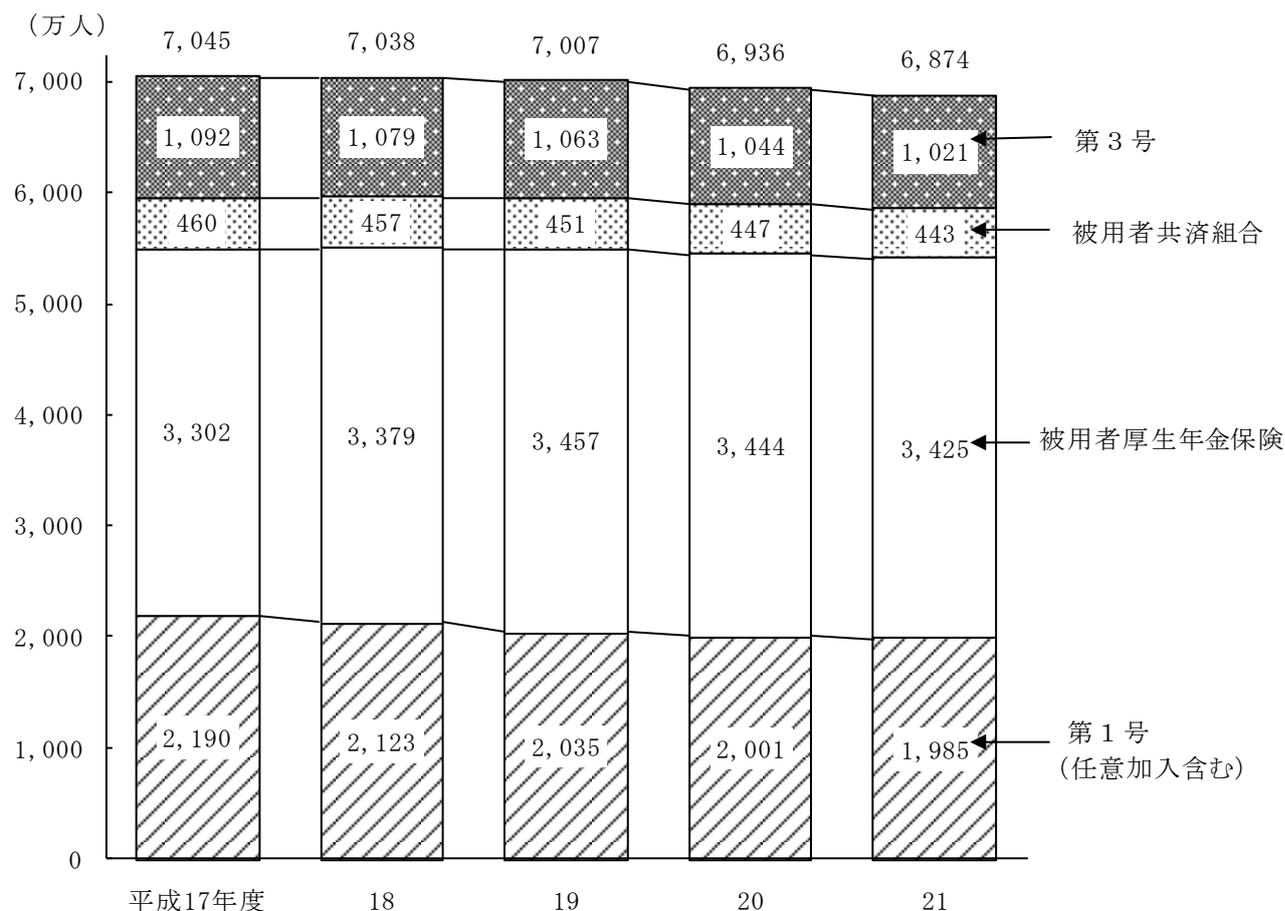
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成21年度末現在で6,874万人となっており、前年度末に比べ62万人(0.9%)減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、平成21年度末現在で1,985万人となっており、前年度末に比べ16万人(0.8%)減少している。
- 被用者年金被保険者数(厚生年金保険及び共済組合の加入者数)は、平成21年度末現在で3,868万人(うち厚生年金保険3,425万人、共済組合443万人)となっており、前年度末に比べ24万人(0.6%)減少している。
- 第3号被保険者数は、平成21年度末現在で1,021万人となっており、前年度末に比べ23万人(2.2%)減少している。

注 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移(年度末現在)



- 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,530万人となっており、前年度末に比べ26万人(0.7%)減少している。また、女子は3,344万人となっており、前年度末に比べ36万人(1.1%)減少している。

表1 男女別 公的年金加入者数

(年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	6,874	1,985	3,425	443	1,021
男子	3,530	1,014	2,219	286	11
女子	3,344	972	1,205	157	1,010

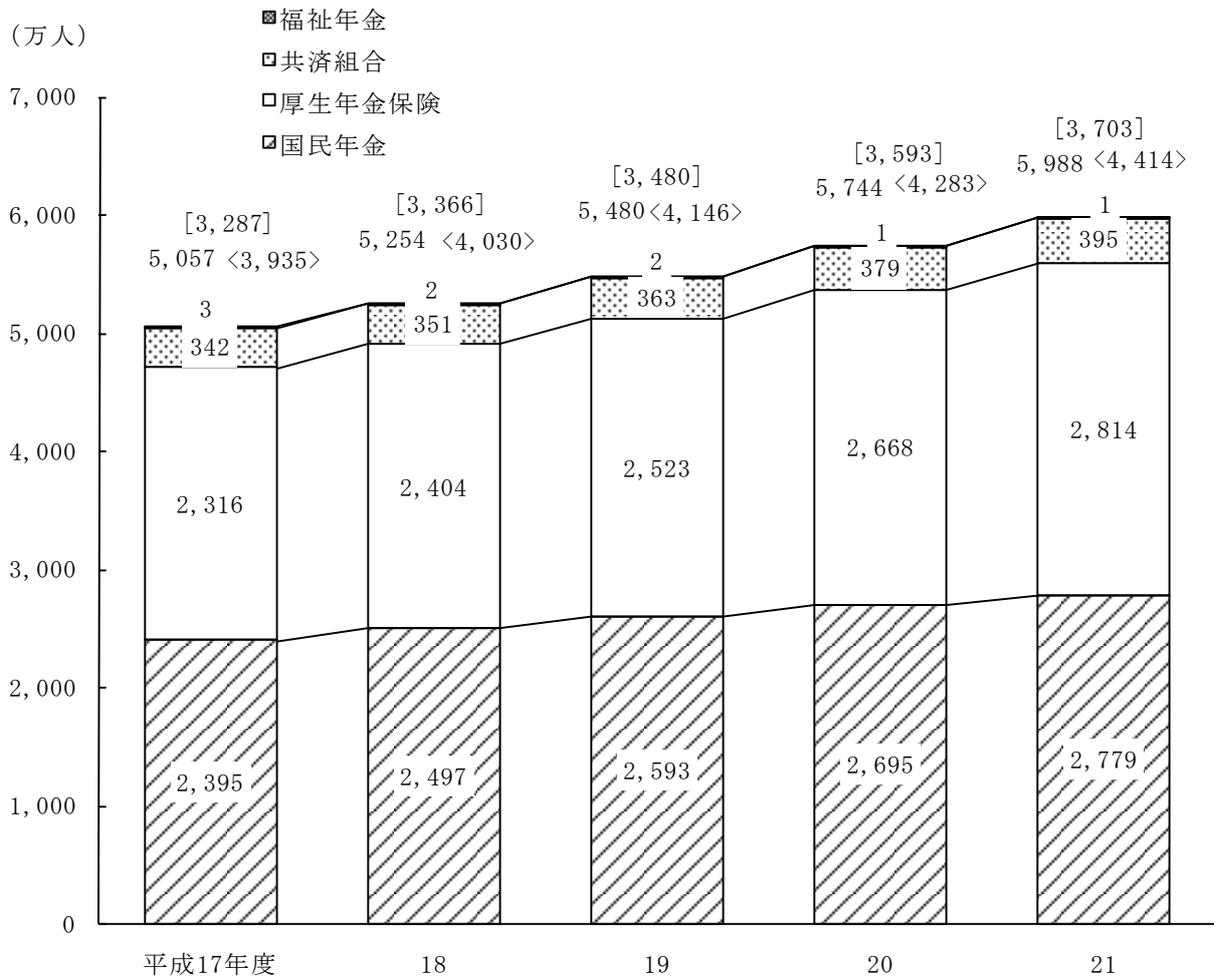
注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成21年度末現在で5,988万人となっており、前年度末に比べ245万人（4.3%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,703万人（福祉年金受給権者を含む。）であり、前年度末に比べ110万人（3.1%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

注2. []内は重複のない実受給権者数である。

- 公的年金受給者の年金総額は逐年増加しており、平成21年度末現在では50兆3千億円と、前年度末に比べ1兆4千億円（2.8%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成17年度	455,700	150,681	240,934	63,947	138
18	465,444	158,168	242,932	64,245	98
19	474,395	165,637	244,254	64,436	69
20	488,658	173,646	249,461	65,504	47
21	502,554	180,421	255,333	66,768	32

注. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

(1) 適用状況

- 平成21年度末現在の適用事業所数は175万事業所であり、前年度末に比べて1万4千事業所(0.8%)増加している。
- 被保険者数は、平成21年度末現在で3,425万人となっており、前年度末に比べて20万人(0.6%)減少している。男女別にみると、男子は2,219万人(対前年度末比18万人、0.8%減)、女子は1,205万人(対前年度末比1万人、0.1%減)となっている。
- 標準報酬月額平均は30万4千円(うち男子34万5千円、女子22万9千円)であり、前年度末に比べて2.8%減少している。
- 標準賞与額の1回あたりの平均は、平成21年度で41万9千円(うち男子48万6千円、女子28万5千円)であり、前年度に比べて8.1%減少している。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成21年度末現在で16万人であり、前年度末に比べ1万6千人(10.8%)増加している。

表3 厚生年金保険の適用状況の推移

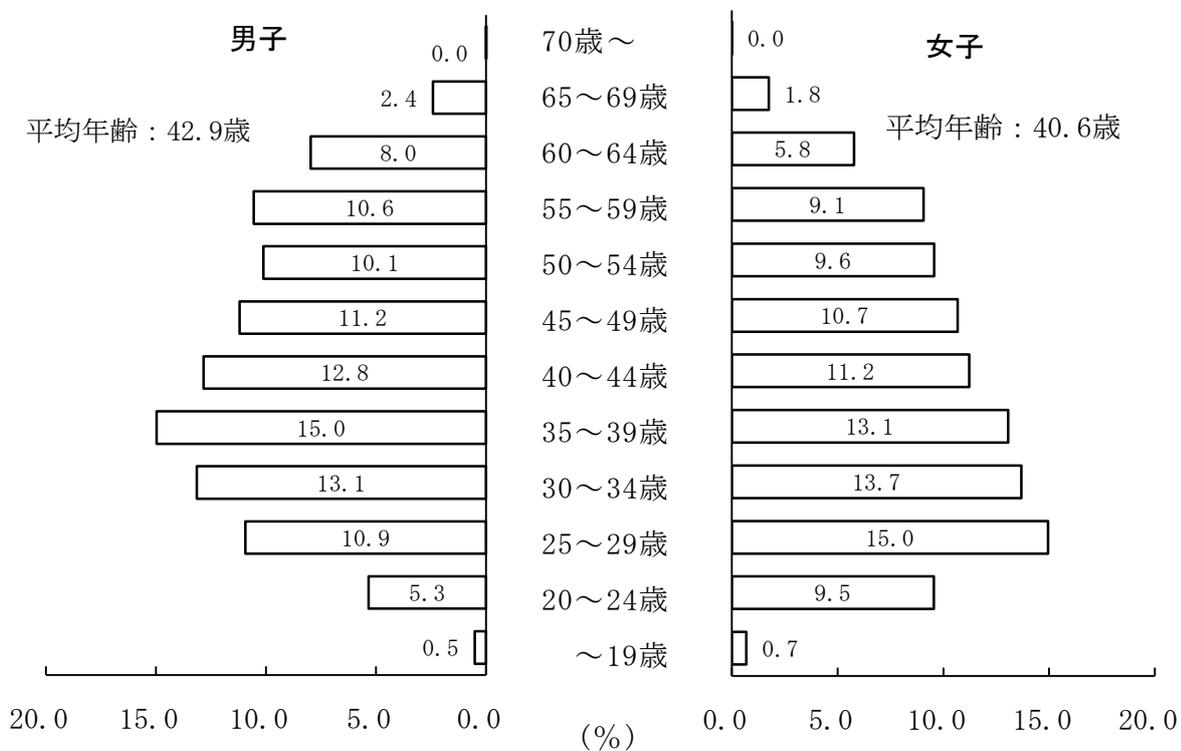
		(年度末現在)				
		事業所数 (万か所)	被保険者数(万人)			育児休業 保険料免除者 (人)
			総数	男子	女子	
	平成17年度	165	3,302	2,174	1,128	96,941
	18	168	3,379	2,214	1,166	111,159
	19	172	3,457	2,254	1,203	128,678
	20	174	3,444	2,238	1,207	144,790
	21	175	3,425	2,219	1,205	160,478
伸び率 (%)	平成17年度	1.0	1.6	1.1	2.7	24.0
	18	2.0	2.3	1.8	3.3	14.7
	19	2.0	2.3	1.8	3.2	15.8
	20	1.4	△ 0.4	△ 0.7	0.3	12.5
	21	0.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.1	10.8

		(年度末現在)			(年度累計)		
		標準報酬月額の平均(円)			標準賞与額1回あたりの平均(円)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
	平成17年度	313,204	358,118	226,582	452,344	527,440	294,570
	18	312,703	357,549	227,439	458,369	534,397	298,763
	19	312,258	356,597	229,030	459,726	536,192	300,677
	20	312,813	356,898	230,952	455,546	531,087	300,351
	21	304,173	345,077	228,710	418,698	485,945	285,032
伸び率 (%)	平成17年度	△ 0.2	△ 0.1	0.4	1.0	1.1	0.9
	18	△ 0.2	△ 0.2	0.4	1.3	1.3	1.4
	19	△ 0.1	△ 0.3	0.7	0.3	0.3	0.6
	20	0.2	0.1	0.8	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.1
	21	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1

- 注1. 事業所数には船舶所有者を含む。
 2. 男子には船員・坑内員を含む。

- 平成21年度末現在の被保険者の年齢構成をみると、男子は35～39歳階級の割合が最も高く、女子は25～29歳階級の割合が最も高い。

図3 厚生年金保険被保険者の年齢構成



(2) 給付状況

- 平成21年度末における厚生年金保険の受給者数は、前年度末に比べ146万人（5.5%）増加し、2,814万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,289万人である。

表4 厚生年金保険受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成17年度	2,316	1,085	781	35	414
18	2,404	1,123	817	36	428
19	2,523	1,172	873	36	441
20	2,668	1,229	948	36	455
21	2,814	1,289	1,022	37	466

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 受給者の平均年金月額をみると、平成21年度末現在では老齢年金で15万7千円となっている。

表5 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成17年度	167,172	172,330	96,829	57,297	106,150	89,845
18	165,211	171,523	83,194	57,277	105,475	89,276
19	161,059	169,553	83,576	56,860	105,595	89,129
20	158,806	167,618	83,526	56,710	105,703	88,874
21	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

- 平成21年度末における厚生年金保険の受給権者数は、前年度末に比べ151万人(5.2%)増加し、3,058万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,385万人である。

表6 厚生年金保険受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成17年度	2,511	1,152	859	49	451
18	2,616	1,198	903	50	464
19	2,750	1,260	963	51	477
20	2,907	1,324	1,041	52	491
21	3,058	1,385	1,118	52	502

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 平成21年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は88万9千人であり、前年度に比べ2万9千人(3.1%)減少している。
- 平成21年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は8万6千円である。

表7 厚生年金保険老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況

(単位：万人、円)

	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成17年度	60.2	103,887	36.6	94,681
18	70.1	87,376	42.1	73,587
19	87.8	87,532	59.5	79,522
20	91.7	86,963	62.6	79,417
21	88.9	86,102	61.6	78,900

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
- 2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。
- 3. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。したがって、平成18年度以降の平均年金月額は、平成17年度と単純に比較することはできない。

- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、男子の老齢年金受給権者の平均年金月額水準には、平成17年度及び平成18年度は61歳と62歳で、平成19年度以降は62歳と63歳の間で違いが見られ、平成21年度においては62歳で10万4千円、63歳で17万5千円となっている。

表8 厚生年金保険老齢年金受給権者（男子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	26.7	41.0	49.0	48.2	50.8	576.0
18	36.9	33.4	43.8	50.3	48.7	610.1
19	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2
20	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9
21	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	111,508	109,842	186,904	190,068	190,110	199,135
18	105,733	108,556	183,176	187,979	188,546	197,007
19	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817
20	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533
21	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額水準には、平成18年度から平成20年度には60歳と61歳で、平成21年度は61歳と62歳の間で違いが見られ、平成21年度においては61歳で4万6千円、62歳で9万7千円となっている。

表9 厚生年金保険老齢年金受給権者（女子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	10.6	16.5	18.8	18.2	19.1	277.3
18	14.0	13.1	17.0	19.2	18.5	293.5
19	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5
20	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2
21	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	102,133	101,809	100,260	97,945	96,413	112,738
18	44,016	100,439	98,506	97,128	95,650	112,033
19	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888
20	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760
21	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

- 平成 21 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は 273 万人となっており、前年度末に比べ 17 万人（6.6%）の増加となっている。

表10 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付の状況

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成17年度	174.6 (55.7) [47.4]	128.0 (40.5) [34.5]	46.5 (15.2) [12.9]	139.5 (54.1) [46.0]	99.7 (40.3) [34.3]	39.8 (13.7) [11.7]
18	189.9 (60.9)	139.2 (44.2)	50.7 (16.6)	150.1 (59.1)	107.2 (44.0)	42.8 (15.1)
19	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)
20	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)
21	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. () 内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く。）であり、[] 内の数値は、() 内のうち高在老方式による在職支給停止の適用対象者（昭和12年4月2日以降生まれの者。全額支給の者を含む。）である。平成18年度以降においては60歳台後半の老齢厚生年金受給権者及び受給者はすべて高在老方式による在職支給停止の適用対象者に該当するため、() のみ表示している。なお、平成19年度から70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。）を含む。

(3) 収支状況

- 平成21年度決算における厚生年金保険の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が32兆円、実質的な支出が3兆6千億円となっており、収支差引残は4兆5千億円の不足となっている。

表 11 厚生年金保険の実質的な収支状況

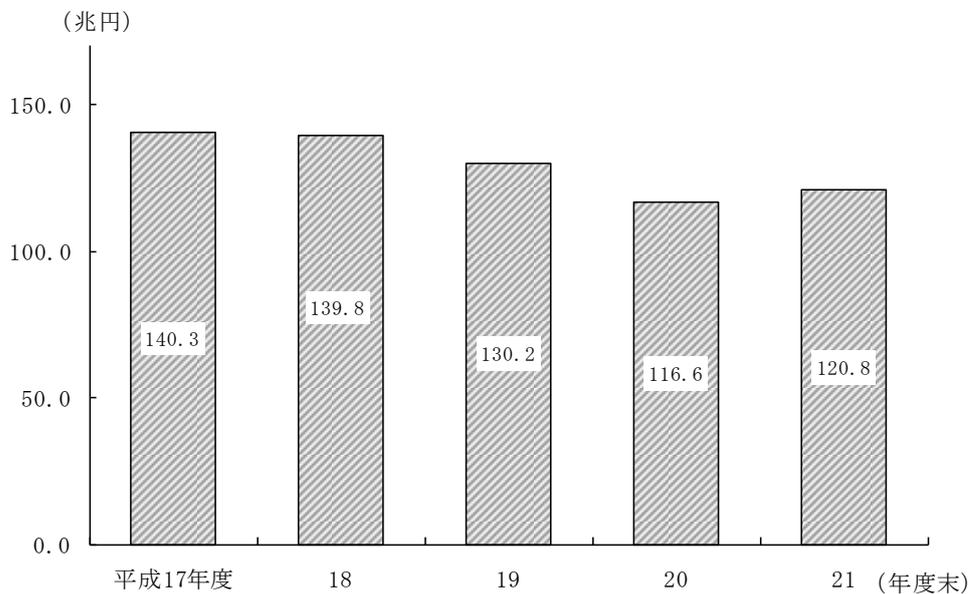
(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
	(再掲) 保険料収入	(再掲) 国庫負担			
平成17年度	300,685	200,584	45,394	353,284	△ 52,598
18	297,954	209,835	48,285	320,994	△ 23,040
19	299,463	219,691	51,659	329,875	△ 30,412
20	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380
21	320,483	222,409	77,983	365,618	△ 45,136

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成21年度末現在の厚生年金保険の積立金は120兆8千億円(時価ベース)となっている。

図 4 厚生年金保険の積立金の推移(年金特別会計厚生年金勘定)(時価ベース)



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。)に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表11の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成17年度6.82%、平成18年度3.10%、平成19年度△3.54%、平成20年度△6.83%、平成21年度7.54%である。

(出所：「平成21年度 年金積立金運用報告書」)

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成21年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は1,985万人となっており、前年度末に比べて16万人（0.8%）減少している。男女別にみると、男子は1,014万人（対前年度末比3万人、0.3%減）、女子は972万人（対前年度末比12万人、1.2%減）となっている。
- 平成21年度末現在の第3号被保険者数は1,021万人となっており、前年度末に比べて23万人（2.2%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比0.6万人、6.3%増）、女子は1,010万人（対前年度末比23万人、2.3%減）となっている。

表12 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者							第3号被保険者		
	総数	男子	女子	任意加入被保険者				総数	男子	女子
				総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上			
平成17年度	2,190	1,101	1,089	33	5	27	1	1,092	10	1,083
18	2,123	1,070	1,053	32	5	26	1	1,079	10	1,069
19	2,035	1,029	1,006	34	5	28	1	1,063	10	1,053
20	2,001	1,017	984	35	5	28	1	1,044	10	1,033
21	1,985	1,014	972	34	5	28	1	1,021	11	1,010

- 平成21年度末の保険料全額免除者数は535万人となっている。全額免除割合は27.4%と、前年度末に比べて0.9ポイント上昇している。
平成21年度末の申請一部免除者数は47万人となっている。申請一部免除割合は2.4%と、前年度末に比べて0.2ポイント低下している。

表13 国民年金保険料全額免除被保険者・一部免除被保険者数の推移

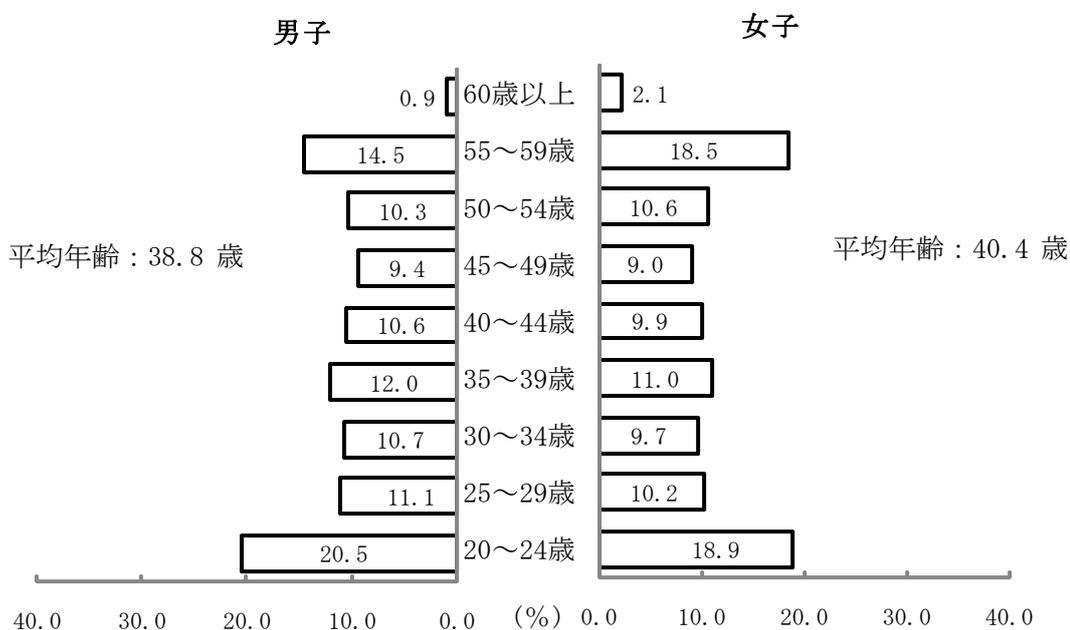
（年度末現在、単位：万人、%）

	全額免除者数（万人）						申請一部免除者数（万人）				
	合計		法定免除	申請免除（全額）	学生納付特例	若年者納付猶予	合計		3/4免除	半額免除	1/4免除
	人数	割合					人数	割合			
平成17年度	538	(24.9)	113	216	176	34	53	(2.5)	・	53	・
18	528	(25.3)	114	207	170	37	56	(2.7)	26	21	8
19	517	(25.8)	113	202	166	37	54	(2.7)	27	19	8
20	521	(26.5)	114	204	165	37	52	(2.6)	27	17	8
21	535	(27.4)	120	215	163	37	47	(2.4)	25	16	7

注 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合（%）である。

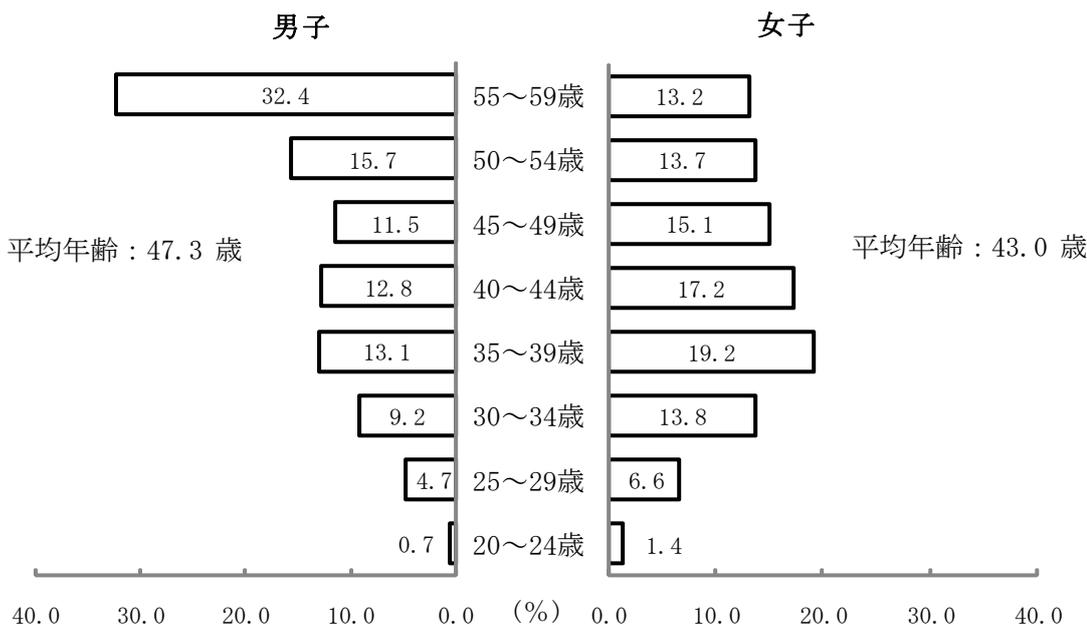
○ 平成21年度末現在の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）では、男子・女子ともに20～24歳及び55～59歳階級の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は35～39歳階級の割合が高くなっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成



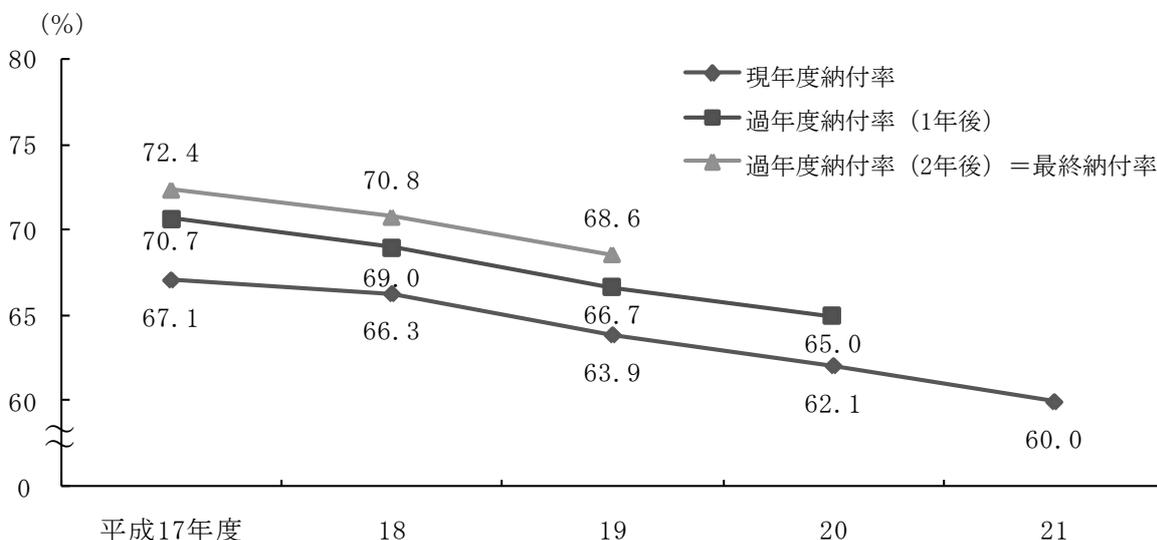
注 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成



- 平成21年度における現年度納付率は60.0%であり、前年度比2.1ポイントの低下となっている。また、平成19年度分について、平成21年度までに過年度分として納付された最終納付率は68.6%となっている。

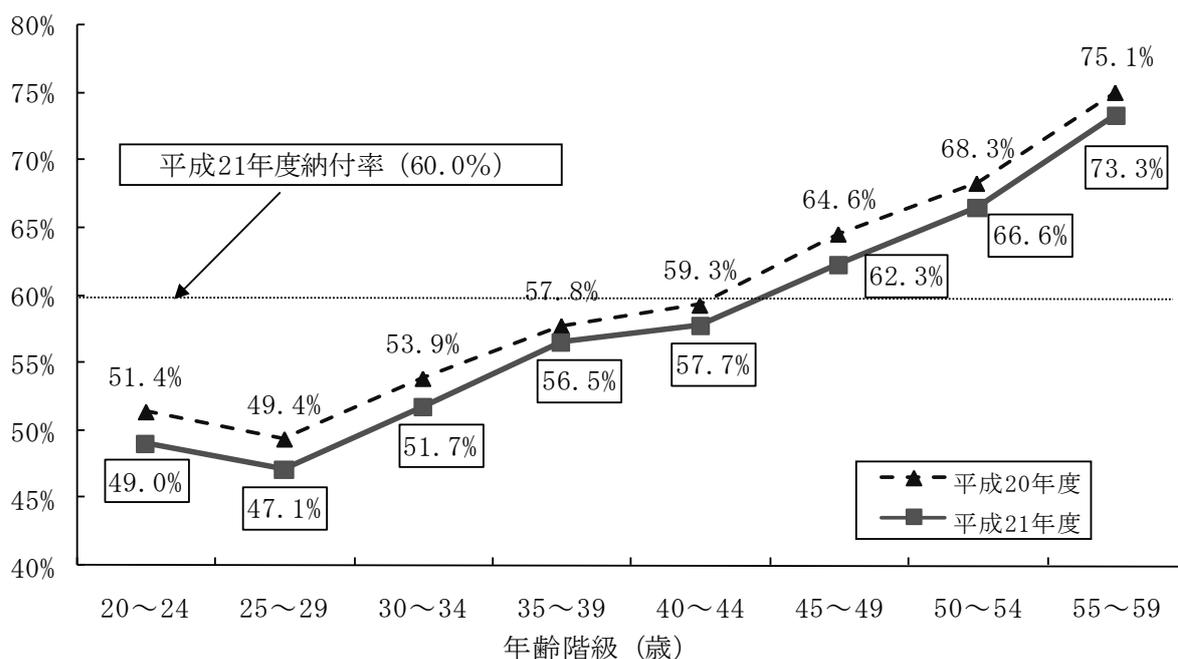
図7 国民年金納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。
 2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度納付率（1年後）」とは翌年度までに、同じく「過年度納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

- 年齢階級別（20歳～59歳）に平成21年度の納付率を平成20年度と比較すると、全ての年齢階級において納付率が低下している。

図8 国民年金納付率の年齢階級別状況



(2) 給付状況

- 国民年金受給者数は年金制度の成熟を反映して着実に増加しており、平成21年度末は前年度末に比べ84万人(3.1%)増加し、2,779万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、1,122万人となっている。

注 「国民年金受給者」とは、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 14 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成17年度	2,395 (1,195)	2,083 (908)	147 (147)	152 (135)	13 (6)
18	2,497 (1,187)	2,186 (903)	139 (139)	158 (140)	13 (5)
19	2,593 (1,174)	2,287 (895)	131 (131)	161 (142)	13 (5)
20	2,695 (1,151)	2,393 (876)	125 (125)	165 (144)	12 (5)
21	2,779 (1,122)	2,481 (853)	117 (117)	168 (147)	12 (5)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金の老齢年金の平均年金月額、平成21年度末現在で5万4千円となっている。基礎のみ・旧国年の受給者については4万9千円となっている。また、平成21年度新規裁定者は、4万9千円となっている。

表 15 国民年金受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成17年度	53,012 (47,210)	54,088 (54,731)	18,186 (18,186)	74,789 (74,979)	82,299 (69,904)
18	53,249 (47,587)	52,914 (53,796)	18,232 (18,232)	74,400 (74,618)	82,232 (69,866)
19	53,602 (48,057)	48,586 (53,156)	18,325 (18,325)	74,282 (74,509)	81,844 (69,210)
20	53,992 (48,507)	48,922 (53,469)	18,275 (18,275)	74,172 (74,409)	81,675 (68,817)
21	54,320 (48,922)	49,164 (53,829)	18,321 (18,321)	74,060 (74,303)	81,254 (68,055)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 平成 21 年度末における国民年金受給権者数は、前年度末に比べ 85 万人 (3.1%) 増加し、2,829 万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給権者数は、1,145 万人となっている。

表 16 国民年金受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成17年度	2,439 (1,221)	2,093 (914)	147 (147)	166 (146)	34 (13)
18	2,542 (1,210)	2,201 (910)	140 (140)	169 (149)	32 (13)
19	2,639 (1,197)	2,303 (902)	132 (132)	173 (151)	31 (12)
20	2,743 (1,174)	2,411 (883)	125 (125)	176 (154)	30 (12)
21	2,829 (1,145)	2,501 (859)	118 (118)	180 (156)	29 (11)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 老齢基礎年金の受給者数は、平成 21 年度末現在で 2,275 万人となっており、平均年金月額については 5 万 6 千円となっている。

表 17 老齢基礎年金受給者状況の推移

(年度末現在、単位：万人、円)

	総 数		本 来		繰 上 げ		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成17年度	1,786	55,276	1,451	58,438	319	39,799	16	77,432
18	1,913	55,222	1,565	58,170	329	39,981	18	77,369
19	2,037	55,317	1,674	58,100	342	40,252	22	77,942
20	2,166	55,477	1,787	58,083	354	40,692	25	78,645
21	2,275	55,615	1,883	58,092	365	41,060	27	79,368

- 老齢年金の繰上げ受給率は、平成21年度末現在では43.9%、平成21年度新規裁定者では22.8%となっている。

表 18 国民年金老齢年金の繰上げ受給率の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成17年度	9,043,757	4,409,316	48.8	4,554,136	50.4	80,305	0.9
18	9,017,684	4,275,301	47.4	4,655,978	51.6	86,405	1.0
19	8,956,677	4,138,828	46.2	4,726,056	52.8	91,793	1.0
20	8,777,593	3,951,407	45.0	4,731,306	53.9	94,880	1.1
21	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1

(新規裁定、単位：人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成17年度	321,352	67,071	20.9	247,566	77.0	6,715	2.1
18	298,993	58,849	19.7	232,697	77.8	7,447	2.5
19	271,770	62,129	22.9	202,650	74.6	6,991	2.6
20	264,039	58,184	22.0	199,574	75.6	6,281	2.4
21	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3

- 注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）受給権者総数に占める割合である。

(3) 収支状況

- 平成21年度決算における国民年金の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆8千億円、実質的な支出が4兆円となっており、その収支差引残は2,100億円の不足となっている。

表 19 国民年金の実質的な収支状況

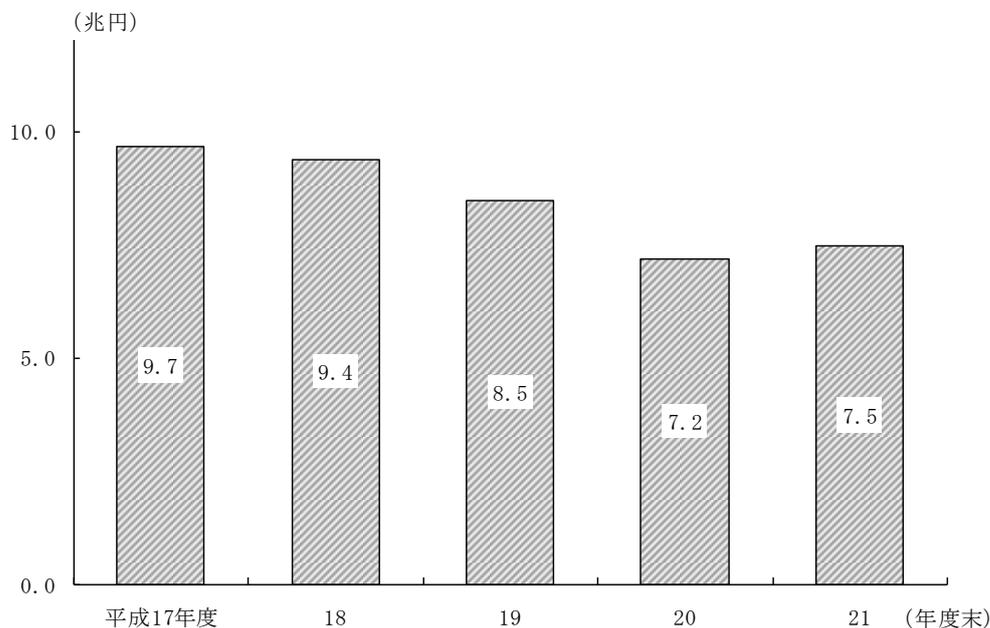
(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成17年度	37,873	19,480	17,020	43,350	△ 5,478
18	39,228	19,038	17,971	43,082	△ 3,853
19	38,466	18,582	18,436	43,435	△ 4,968
20	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772
21	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成21年度末現在の国民年金の積立金は7兆5千億円(時価ベース)となっている。

図 9 国民年金の積立金の推移(年金特別会計国民年金勘定)(時価ベース)



注 1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成 13 年 4 月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成 18 年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。)に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成 20 年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表 19 の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成 17 年度 6.88%、平成 18 年度 3.07%、平成 19 年度 △3.38%、平成 20 年度 △7.29%、平成 21 年度 7.48%である。

(出所：「平成 21 年度 年金積立金運用報告書」)

(参考資料1)

老齢年金都道府県別受給者数及び平均年金月額

(平成21年度末現在)

都道府県名	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
全 国	12,893,004	156,692	24,811,528	54,320
北海道	510,481	148,000	1,112,249	53,902
青森	104,819	133,081	319,558	49,789
岩手	127,663	134,654	321,693	53,157
宮城	209,876	150,520	460,423	52,199
秋田	110,963	132,190	291,922	51,678
山形	126,075	133,438	297,620	52,841
福島	204,901	138,071	448,963	52,530
茨城	263,892	156,863	584,853	52,278
栃木	187,872	150,080	400,861	52,418
群馬	204,372	149,639	419,867	54,086
埼玉	672,365	168,203	1,245,678	53,454
千葉	580,654	172,999	1,118,616	53,842
東京都	1,078,576	172,935	2,141,100	54,057
神奈川県	875,134	180,006	1,501,350	54,799
新潟	288,625	140,357	543,374	54,770
富山	158,066	146,019	245,833	57,721
石川	139,504	144,408	232,172	56,929
福井	108,531	139,838	171,164	56,835
山梨	76,023	145,764	191,844	52,021
長野	277,579	143,422	494,236	56,510
岐阜	229,633	152,008	438,155	55,968
静岡県	458,891	153,205	776,319	55,778
愛知県	757,898	164,349	1,284,010	55,238
三重	213,406	153,907	388,196	56,601
滋賀	148,743	158,965	256,540	55,588
京都	269,699	159,401	511,990	53,861
大阪	883,057	163,591	1,576,754	53,146
兵庫	603,218	167,760	1,071,389	54,686
奈良	138,433	172,492	288,299	53,537
和歌山	101,091	152,036	240,056	51,748
鳥取	73,439	133,143	129,975	56,491
島根	95,699	133,833	176,972	56,780
岡山	254,407	146,362	407,594	57,990
広島	354,654	153,977	558,381	57,202
山口	195,268	153,292	337,247	57,108
徳島	88,494	133,016	176,353	53,277
香川	129,404	144,283	215,067	58,123
愛媛	163,315	141,643	326,257	54,737
高知	85,815	134,935	184,837	53,322
福岡	512,818	151,023	900,367	54,168
佐賀	83,381	136,710	179,886	55,865
長崎	134,223	146,125	311,045	52,896
熊本	164,683	134,360	398,404	54,146
大分	122,986	138,464	268,848	53,064
宮崎	107,795	129,583	248,153	55,328
鹿児島	149,856	134,417	385,262	54,638
沖縄	59,795	136,331	216,472	52,876
その他	6,932	149,666	15,324	29,932

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は被用者年金を上乗せしている者を含む。

(参考資料2)

年齢別 老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成21年度末現在)

年 齢	厚生年金保険		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	人	円	人	円
合 計	13,854,133	153,414	25,014,879	54,258
59歳以下	7,484	169,154	・	・
60	572,445	83,583	73,538	34,951
61	814,263	86,124	132,616	33,310
62	868,422	101,814	162,431	34,752
63	712,720	152,182	148,322	33,608
64	508,962	157,365	124,159	36,935
小 計	3,476,812	113,595	641,066	34,635
65	630,969	164,487	1,295,199	56,564
66	735,303	164,758	1,600,120	56,308
67	699,804	164,000	1,531,853	56,112
68	727,445	162,026	1,598,823	55,875
69	650,300	161,081	1,461,117	57,062
小 計	3,443,821	163,283	7,487,112	56,367
70	573,425	162,681	1,301,135	57,347
71	525,375	164,060	1,199,227	57,320
72	578,718	164,079	1,352,046	57,356
73	532,599	165,344	1,285,647	57,053
74	525,758	166,690	1,297,504	56,942
小 計	2,735,875	164,530	6,435,559	57,204
75	464,345	167,269	1,189,888	56,742
76	428,366	167,109	1,130,775	56,383
77	418,620	168,872	1,140,027	55,946
78	371,178	170,997	1,037,825	55,444
79	352,728	175,179	920,499	55,583
小 計	2,035,237	169,616	5,419,014	56,054
80	313,498	177,732	823,578	54,853
81	294,006	178,348	782,046	53,937
82	255,794	180,028	690,114	53,084
83	233,645	180,988	641,037	52,163
84	205,823	177,891	269,662	45,730
小 計	1,302,766	178,931	3,206,437	52,944
85歳以上	852,138	162,465	1,825,691	39,092

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には被用者年金を上乗せしている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成21年度末現在)

年金月額	合計	男子	女子
合計	人 13,854,133	人 9,501,389	人 4,352,744
万円以上 万円未満			
～ 1	140	49	91
1 ～ 2	18,512	565	17,947
2 ～ 3	107,297	7,222	100,075
3 ～ 4	131,387	36,980	94,407
4 ～ 5	144,033	72,070	71,963
5 ～ 6	220,749	100,997	119,752
6 ～ 7	329,541	136,661	192,880
7 ～ 8	556,530	179,467	377,063
8 ～ 9	829,954	225,842	604,112
9 ～ 10	913,504	277,436	636,068
10 ～ 11	909,854	340,133	569,721
11 ～ 12	829,655	400,682	428,973
12 ～ 13	746,807	441,191	305,616
13 ～ 14	666,676	450,528	216,148
14 ～ 15	595,481	435,933	159,548
15 ～ 16	563,437	445,316	118,121
16 ～ 17	581,750	491,973	89,777
17 ～ 18	620,021	552,544	67,477
18 ～ 19	660,986	610,543	50,443
19 ～ 20	691,569	653,316	38,253
20 ～ 21	706,302	677,132	29,170
21 ～ 22	690,236	668,485	21,751
22 ～ 23	631,095	615,125	15,970
23 ～ 24	532,218	520,935	11,283
24 ～ 25	400,217	392,807	7,410
25 ～ 26	276,893	272,358	4,535
26 ～ 27	190,720	188,620	2,100
27 ～ 28	128,085	127,129	956
28 ～ 29	81,035	80,610	425
29 ～ 30	44,974	44,761	213
30 ～	54,475	53,979	496
平均 (円)	153,414	176,238	103,594

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

(参考資料4)

厚生年金保険における離婚分割の状況

離婚に伴う保険料納付記録分割件数

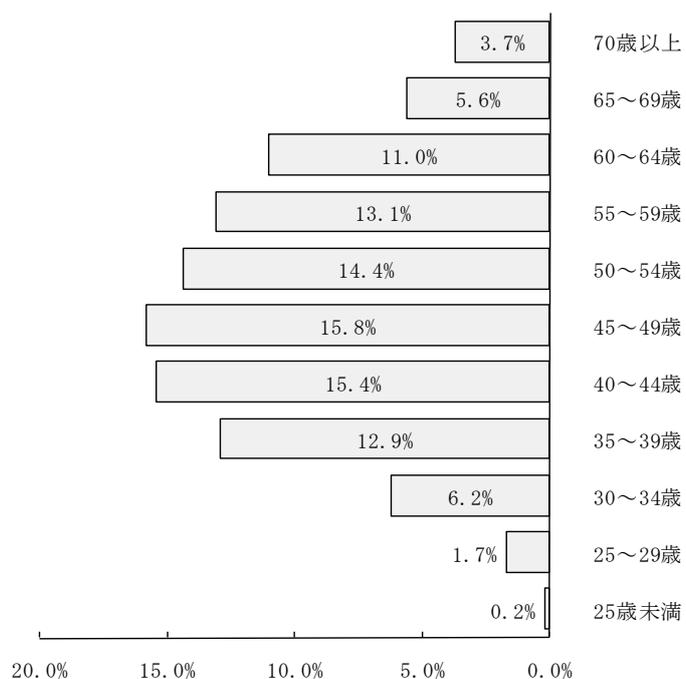
	分割件数	(参考) 離婚数 (注)
平成20年度	13,072 件	256,515 組
平成21年度	14,850 件	257,472 組

注1. 「人口動態統計速報(平成22年3月分)」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による。

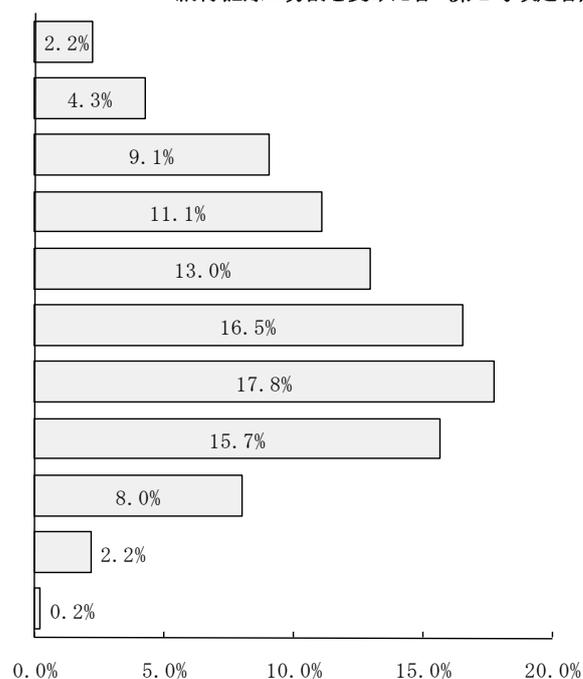
注2. 分割件数は、第3号被保険者期間についての年金分割制度に係る件数を含まない。

分割改定者 年齢別状況 (平成21年度)

納付記録の分割をした者 (第1号改定者)



納付記録の分割を受けた者 (第2号改定者)



分割改定者 分割対象期間別状況

分割対象期間	以上 未満	5年 ～5年	10年 ～10年	15年 ～15年	20年 ～20年	25年 ～25年	30年 ～30年	35年 ～35年	40年 ～40年	40年～
平成20年度		3.6%	11.6%	15.6%	15.4%	15.6%	13.6%	10.5%	8.1%	6.0%
平成21年度		3.9%	12.1%	16.4%	16.2%	15.6%	12.8%	10.3%	7.4%	5.3%

分割改定者 按分割合別状況

按分割合	以上 未満	～ 10%	10% ～ 20%	20% ～ 30%	30% ～ 40%	40% ～ 50%	50%
平成20年度		0.1%	0.1%	0.7%	2.0%	3.3%	93.8%
平成21年度		0.0%	0.2%	0.7%	2.0%	3.1%	94.0%

分割改定者 受給権者の分割改定前後の平均年金月額状況

(単位：円)

	第1号改定者			第2号改定者		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
平成20年度	154,757	120,049	△ 34,708	48,712	82,966	34,254
平成21年度	146,980	115,626	△ 31,353	49,185	80,523	31,337

注 平均年金月額は基礎年金額を含む。

(参考資料5)

国民年金 都道府県別全額免除割合及び納付率（現年度分）

（年度末現在）

都道府県名	全 額 免 除 割 合		納 付 率（現 年 度 分）	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
全 国	26.5 %	27.4 %	62.1 %	60.0 %
北海道	33.1	34.9	60.1	58.8
青森	33.2	34.1	60.0	57.8
岩手	30.0	29.2	71.7	67.5
宮城	27.1	28.3	60.0	58.4
秋田	30.8	31.4	73.7	70.5
山形	25.7	27.1	73.7	70.7
福島	29.2	29.2	65.2	60.8
茨城	22.7	23.4	59.1	57.2
栃木	24.1	23.5	60.6	58.2
群馬	23.5	24.0	66.2	63.8
埼玉	20.0	21.2	59.0	56.7
千葉	19.9	20.8	59.4	58.1
東京都	19.3	20.2	57.7	56.4
神奈川県	19.7	21.3	60.1	59.5
新潟	26.3	27.0	74.5	72.0
富山	24.1	24.2	73.0	70.2
石川	26.4	27.1	73.2	70.3
福井	25.7	26.4	74.0	71.2
山梨	27.0	26.7	70.7	67.2
長野	23.7	25.0	71.3	69.2
岐阜	21.6	22.7	71.4	69.0
静岡県	20.2	21.3	65.6	63.5
愛知県	20.7	21.9	64.4	62.6
三重	23.7	24.7	69.1	66.7
滋賀	27.2	28.1	69.1	66.6
京都	32.9	32.8	62.8	61.5
大阪	30.0	31.5	52.8	50.7
兵庫	31.0	32.2	61.2	59.0
奈良	31.4	31.9	65.9	63.5
和歌山	33.8	33.8	71.3	68.6
鳥取	34.3	34.3	70.2	65.9
島根	31.7	32.1	75.9	72.4
岡山	30.3	30.2	64.4	61.6
広島	28.6	30.2	65.7	64.1
山口	32.6	32.8	70.6	67.1
徳島	34.0	35.3	64.7	62.6
香川	29.7	30.3	71.0	68.8
愛媛	35.3	37.1	70.4	68.3
高知	36.0	36.4	66.7	62.5
福岡	36.9	37.2	61.2	57.3
佐賀	32.0	32.7	66.9	63.9
長崎	32.2	33.7	57.5	56.4
熊本	30.6	31.4	63.0	60.3
大分	38.0	37.6	68.2	63.3
宮崎	34.5	35.0	62.3	59.3
鹿児島	36.9	37.8	61.0	57.6
沖縄	43.0	44.4	40.2	38.4

注 「全額免除割合」とは、全額免除者（法定免除者、申請（全額）免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者）が第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合である。

(参考資料6)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成21年度末現在)

年金月額	総数			基礎のみ・旧国年(再掲)		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計	人 25,014,879	人 10,838,209	人 14,176,670	人 8,550,449	人 2,037,041	人 6,513,408
万円以上 万円未満						
～ 1	129,470	11,594	117,876	54,359	1,577	52,782
1 ～ 2	341,323	65,999	275,324	149,560	12,328	137,232
2 ～ 3	1,164,962	248,496	916,466	663,623	77,511	586,112
3 ～ 4	3,583,278	785,899	2,797,379	2,237,235	398,600	1,838,635
4 ～ 5	3,444,736	914,790	2,529,946	1,417,793	315,210	1,102,583
5 ～ 6	4,539,873	1,671,294	2,868,579	1,420,620	309,994	1,110,626
6 ～ 7	10,467,009	6,754,631	3,712,378	2,060,363	777,007	1,283,356
7 ～	1,344,228	385,506	958,722	546,896	144,814	402,082
平均 (円)	54,258	59,166	50,506	48,921	53,875	47,371

注 「基礎のみ・旧国年(再掲)」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く。)の受給権者をいう。